



TM

**JU新潟
オートオークション
AA規約のご案内**

新潟県中古自動車販売協会
新潟県中古自動車販売商工組合

AA参加規約

中商連統一基準は原則優先ですが、JU新潟流通委員会裁定を最終決定と致します。

■搬出についてのご案内■

- (1) AUCNETライブ落札又は外部商談にて落札された車輛の搬出については、代金精算後の搬出とさせて頂きま。又、JUメンバーであっても初回取引は入金後搬出と成ります。
JUナビ参加者(例)ナビID317-1234(ID3番目が7)の方は入金後搬出となります。
- (2) 急ぎ搬出される場合は、ATM振替又はJUオリコカードをご利用下さい。
- (3) 陸送のご手配は、お客様のご入金確認が〔翌週(月)〕以降となる場合に引取業者様宛に搬出日程のご指示・確認の程、よろしくご願ひ申し上げます。

1. ご参加にあたっての注意事項について

- ①当商組主催AAでは、出品車を事前に下見のうえ、お買い上げ戴くことになっております。
また、出品車リストの記載内容及び評価点はあくまでも参考資料ですので、これらに関するクレームは一切受付致しません。
- ②出品車リストに記載間違いがあった場合は、出品店は必ずせり前に事務局にお申し出下さい。
- ③出品店は買手の立場に立ち、出品車両に不具合箇所がある場合は明瞭かつ明確にその旨を出品申込書の注意事項欄に記載して下さい。
- ④出品申込書には必ず出品店名、JU新潟ポス番号、スタート価格、希望価格、その他必要事項を明記して下さい。
- ⑤車両を搬出する際には流札車両、落札車両にかかわらず必ず「車両搬出券」及び必要事項を記入した「車両引取書」を警備係に提出して下さい。
- ⑥車両の搬入・搬出時間は次のとおりです。
月～土：午前9時～午後10時
(日曜日及び、月曜日が祝祭日の場合は基本的に搬出入出来ません。)
- ⑦当商組の車両保管責任は水曜日午前9時から土曜日午後5時までとし、この期間外に生じた出品車両・落札車両に関するトラブル等については一切責任を負いません。
- ⑧出品車を自己都合などにより出品取消しする場合でも、出品料を戴きます。
- ⑨AA開催翌週の月曜日午後5時までに何のご連絡も無く車両を搬出されない場合は再出品車として取扱い、出品料を戴きます。
- ⑩同一車両の連続再出品は初回を含め、原則3回までと致します。
- ⑪同行者が2名以上臨時入場される場合は臨時入場料として、御1名につき1,000円戴きます。
- ⑫せり時、出品店が価格調整室に不在の場合は、価格調整員に希望価格の20,000円の範囲内で売却する権限を与え、この範囲の応札があった場合は売却することと致します。

2. 買手都合によるキャンセルについて

- ①買手都合によるキャンセルは、当該車両のせり終了後30分以内に申し出た場合に限り、売手の了承を得なくとも50,000円のキャンセル料と出品料・成約料及び落札料を支払うことによりキャンセルできることと致します。
- ②当該車両のせり終了後30分を経過した場合は、売手の了承を得たうえでなければキャンセルはできません。
- ③上記①、②の場合は共に、出品店より再せりの申し出があった場合に限り、その分の当日出品料を申し受け、再せりすることと致します。
- ④展示車即落の買手都合キャンセルにつきましてはJUナビ利用規約に準じ80,000円のキャンセル料と成約料+落札料各々15,000円とさせて頂きま。 (他JUナビ利用規約も同様に準じます)

3. 落札代金の決済について

- ①落札代金の決済期限は、AA開催翌週の木曜日午後5時までと致します。
- ②翌週のAAスタート時間までに入金確認ができない場合は、当日の応札参加はできません。
- ③翌々週の月曜日以降からは遅延金として、1社1日に付き2,000円を申し受けます。
- ④落札代金等の決済状況により搬出制限、取引制限その他の措置を講ずる場合がありますのでご了承ください。
- ⑤オークネット参加のJUメンバー協会会員以外の方は、清算後の車両搬出となります。
- ⑥JUナビ即落は通常AA開催日の精算期限日に準じます。
- ⑦協会会員以外の方であってもJUナビ参加の場合は、基本的にAA参加・搬出制限は有りません。
※但し、AA代金の精算について延滞者登録履歴が有る方は制限対象となります。

4. 成約車両の書類の決済、その他について

- ①成約車両の書類は原則翌週のAA開催日までに事務局必着とし、当該AA開催の翌々週火曜日以降の到着分については1台につき、10,000円、その後1日当たり2,000円の遅延料を出品店より落札店に支払うことと致します。
- ②成約車両の書類の有効期限は原則事務局受付時点で、翌月末迄あるものと致します。
- ③自賠償保険証明書は必ず車台番号が記入されたものをご提出下さい。
- ④委任状の印鑑証明事前承認印(スタンプ)は原則受け付けませんので、印鑑証明書をご提出して下さい。
- ⑤車検残がAA開催翌月末までの成約車両には、自動車税納税証明書及び継続検査申請書(OCRシート第3号様式)を必ず添付して下さい。
- ⑥車検切れ及び車検残がAA開催翌月末までの車両に対する落札店よりの抹消依頼はAA当日のみ受け付け、依頼があった場合は、出品店には期限(下記⑧)までに抹消謄本(軽自動車の場合は返納証明書または返納確認書)にてご提出して戴くものと致します。
- ⑦車検残がAA開催翌月末よりも長い車両の抹消依頼は、出品店の了承を得たうえで受け付けます。この場合の抹消謄本(軽自動車の場合は返納証明書または返納確認書)の到着期限も下記⑧によることと致します。
- ⑧抹消依頼された書類の到着期限は当該AA開催翌々週土曜日までとし、それ以降は遅延金の対象と致します。
- ⑨抹消依頼する場合は「抹消依頼書」に必要事項を記入し、当該車両のナンバープレートと共にAA当日の事務局営業時間内に、事務局受付までご提出して下さい。
- ⑩登録関係書類(車検証、自賠償、印鑑証明書、委任状等)の差替え、再交付等の基本手数料は、関連協統一規約となります。ペナルティ一覧のタグをクリックして確認下さい。
- ⑪成約車両の自動車税未納により落札店が「予定通り車検を受けられない」「自税を立替えた」等、何らかの迷惑を被った場合は出品店に「速やかに自税を納入する」等の適切な処理を行って戴くと共に、迷惑料として10,000円を出品店より落札店にお支払い戴きます。

5. 落札車両の名義変更について

- ①落札車両の名義変更または抹消登録等は速やかに行い翌月末迄に完了し、その車検証等の写しを翌々月5日迄に事務局に送付して下さい。
- ②他都道府県ナンバーの軽自動車を落札された場合及び他都道府県に転出させた場合は、前使用者に自税請求が行かないよう名義変更と共に、必ず税止めの手続きを行い、その写しを車検証等の写しと共に事務局に送付して下さい。
- ③前①、②の写しがAA開催日の翌々月5日を過ぎても送付されない場合は、名変通知遅延金として1台につき10,000円を申し受けます。**重ねて遅延7日毎に10,000円の延滞遅延金を課します。**

6. 逆商談(出品店よりの商談申し込み)の取扱いについて

- ①逆商談の受付価格は最終応札価格より低い価格と致します。
- ②逆商談による成約車両のクレームは通常のポスによる成約と同様の対応と致します。
- ③逆商談による商談落札割増料金(5,000円増)は出品店のご負担とし、成約料に加算致します。

7. 自動車税精算方法一部変更について

平成13年度の地方税及び県税条例の改正により、特別措置として平成14年4月1日よりグリーン化税制が施行されますので、自税取扱いは下記の通りでお願い申し上げます。

8. [登録車の自動車税精算方法について]

- ①自動車税は、オークション開催月分までを出品店のご負担とし、翌月分より落札店のご負担とします。
- ②ナンバー付車両に関しては、自動車税は落札店が県内・県外であるを問わず年度内未経過相当額を落札店よりお預かりします。
- ③名義変更又は、抹消登録後の車検証等の写しが事務局に到着した後、預かり自動車税の精算を月に1回行います。
- ④自動車税の預り金について事前にグリーン化税制の対象車であることが確認出来る出品車については軽課・重課税額をお預かり致します。

9. [自動車税のグリーン化税制による過不足の発生について]

- ①自動車税の精算金額に過不足が発生して、AA開催日より60日間以内に出品店または落札店より自動車税の精算金額が違っているとのアピールがあった場合には、実際の税額との相違を確認の上、計算書により過不足の返金または請求処理をさせて戴きます。但し60日以内に名変処理・自動車税精算が行なわれない場合は、「自動車税返金ご案内書」発行日から14日間延長致します。

10. [軽自動車の自動車税について]

- ①自動車税はオークション開催年度末までを出品店負担とします。
- ②ナンバー付き車両に関しては、名変保証金として1台につき一律10,000円をAA計算書により落札店よりお預かりします。

11. [外部商談手数料について]

会場外からの商談申込みについては通常落札料に5,000円加算とさせていただきます。
外部商談申込用紙と後日申込み用紙は専用となっております。

12. [福祉車輛の消費税について]

平成26年4月5日AAより福祉車輛についての**消費税金額(8%)**は、書類発送から7日間以内にお申し出がある場合に限り、返金の取り扱いを行います。
尚、落札店様に置かれましては福祉車両で有る旨の確認が出来る書面にてご申請下さい。

13. その他

- ①当商組主催AAへのご参加者は、この規約を熟知されているものとして対応させて戴きます。
- ②この規約に定めのない事項等については、当商組にて適宜の裁定をすることと致します。

以上

中商連統一基準は原則優先ですが、JU新潟流通委員会裁定を最終決定と致します。

◆◇◆JU中商連統一ルールについて◆◇◆

JU中販連統一ルールの初版が施行されました。JU新潟AA規約にて補則運用致しますのでJU新潟ホームページ又はJUナビ会場規約にて、JU新潟AA裁定基準をご確認ください。尚、他県のJU各会場クレーム対応につきましては、それぞれの会場にお問い合わせください。

下記の項目については統一規約に依らず下記のJU新潟クレーム裁定基準にて対応いたします。

①工賃のクレーム対象基準に関して

E/G・T/M等で修理工数が4時間を超えるものをクレーム対象と致します。

②自動車税未納の場合

成約車輛の自動車税未納により落札店様が「予定通り車検を受けられない」「自動車税を立て替えた」など、何らかの迷惑を被った場合は出品店様に「速やかに自動車税を納入する」等の適切な処理を行って戴くと共に迷惑料として1万円を出品店様より落札店様にお支払い戴きます。

③落札以降の名義変更前の交通違反等

交通違反等で前使用者へ関連機関より連絡があった場合、迷惑料として3万円を落札店様から出品店様にお支払い戴きます。

④書類期限が翌月末より短い場合

出品申込書に書類期限が短い旨が明記されており、なおかつ事務局到着時点で20日以上の有効期限が有る場合は、その書類を有効と致します。

出品申込書に書類期限が短い旨が明記されて無い場合は、1万円の早期名変手数料を出品店様から落札店様にお支払い戴く事により有効と致します。但し有効期限が20日未満の場合は落札店様の了承を前提と致します。

⑤名変延滞ペナルティ

AA開催日の翌月末の名変期限から5日迄に名変コピーの提出が無い場合、名変通知遅延金として1台につき10,000円を申し受けます。**重ねて遅延7日毎に10,000円の延滞遅延金を課します。**

⑥修復歴クレームについて(再販規定の除外)

他AA会場に出品してR点(修復歴車)となった場合、成約しなければクレームを受付けます。

但し、JU新潟にて再検査の結果R点と判定された場合に限りです。

⑦名義変更前の駐車違反等はペナルティ3万円とします。重過失事故及びひき逃げ等の場合は

ペナルティ金額最高100万円を上限として委員会裁定によりペナルティを課します。

尚、走行管理システムによる異常判定、並びにクレーム等によりメーター改ざんが発覚した場合も

ペナルティ金額最高100万円を上限として委員会裁定によりペナルティを課します。

以上

(補則)

24年度(4月)からのオークションにおける自動車税相当額の取扱いについて

日頃はJU新潟をご愛顧下さり、誠に有難うございます。

さて、4月1日からJU関連協統一規約の施行に伴い当AA会場における自動車税の取扱い等に関し、下記の通りとさせていただきます。

尚、今後新潟県としての納税証明書の再発行、自動車税の還付に関する手続き等が変更された場合には再度見直しをし、ご案内申し上げます。

記

1. 自動車税未経過分相当額の精算方法について

自動車税未経過分相当額(以下、「自動車税相当額」という)の負担は従来通り、当該年度のAA開催月までは出品店様、開催翌月からは落札店様の負担となります。従いまして、AA開催翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店様からお預りし、(2月開催は13ヶ月分、3月開催は12ヶ月分)落札店様の名義変更等の登録状況によって次の通り精算致します。

但し、軽自動車税の取扱いについては従来通りで変更は有りません。

《移転登録の場合》

名義変更確認後、(名変後のナンバーが県内であるか、県外であるかを問わず)落札店様よりの預かり自動車税相当額を出品店様にお支払い致します。

《抹消登録の場合》

従来通り抹消登録月に応じて、落札店様よりの預かり自動車税相当額を月割り精算致します。

※二次抹消の取扱いについて(一部変更)

①4月1日現在の使用者(納税義務者)が出品店様以外の場合

一旦移転登録された後に同一年度内で抹消登録をされた車輛(二次抹消)で、既に自動車税相当額の精算が完了している場合は、抹消登録証明書の写し等がオークション開催日から60日以内、尚且つ抹消登録された日から7日以内に事務局にご提出された場合に限り、出品店様に残月分をご請求し、落札店様にお支払い致します。

②4月1日現在の使用者(納税義務者)が出品店様の場合

同一年度内の抹消であれば上記①の期限に拘らず抹消後の残月分を出品店様に請求し、落札店様にお支払致します。

2. 納税証明書の取扱いについて

現状、新潟県においては原則車検残が概ね一ヶ月程度の継続検査時に必要となる車輛についてのみ納税証明書が再発行され、それ以外の場合に納税証明書を再発行して貰うのが非常に困難な状態です。

この新潟県の現状に照らし合わせ、JU新潟での出品車輛への納税証明書の添付は、従来通り車検残の短い車輛以外は不要と致します。(但し、AA開催日翌年度の5月30日までに車検が切れる車輛で、落札店様より納税証明書の請求が有った場合には、出品店様には出来る限りのご協力をして戴きます。この場合は事務局を經由して連絡するものし、出品店様への直接の請求は認めませんので予めご了承下さい。)

以上

JU新潟 行き

AA開催中(AA now open) FAX 025-362-6746

AA終了後(After AA ends) FAX 025-362-6668

JU新潟商談(SYODAN) 申込書

出品No.	年式 (Firsr.Reg.Year)	車名 (Name of the Vehicle)
申込価格 (Price) ￥		,000-
ポス番号 (Pos.No)		
会社名 (Company name)		
電話番号 (Telephone)		
担当者名 (Your name)		
携帯番号 (Mobile Phone)		

※上記太枠は全部ご記入下さい (Fill it out please)

(商談落札は落札料が通常より+5,000円になります)

- 商談申込金額は最終応札価格+2万円となります。
- 商談申込は、申込順位・時間・金額・出品店様都合等により成約にならない場合があります。
- 商談申込店希望価格で出品店の了承が取れた時点で商談成約と致します。
- 商談が重複した場合、時間経過により次の商談申込者に権利が移る場合があります。
- 出品店様より最終価格(成約金額)の提示がなされた後、概ね10分以内に申込者の意思確認が取れない場合(連絡が着かない場合を含む)は申込無効と致します。

ＪＵ新潟 下見検査依頼書

締切時間 1時間30分前までにファクスをお願いします。

下見検査依頼日 年 月 日

会員番号

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

会社名		住所		担当者	
連絡先 ①		連絡先 ②		ファクス番号	
締切時間	出品番号	車名		車体色	
時 分					

検査員報告内容は参考資料とし、下見に対するクレーム及び苦情は一切受付できません。
下見検査料は、1台1,000円(税込)で後日請求致します。

上記内容に **合意する** ※同意するに○が未記入の場合は下見いたしません。

下見依頼内容

1.
2.
3.
4.
5.

FAX送り先 025-362-6668

注意事項

- ・事故現状車は下見は致しません。
- ・同意するに○が無い場合下見致しません。
- ・締切時刻90分前を過ぎてのFAX・又は当日16時以降の下見は致しません。
- ・下見確認後の連絡は、都合により返事が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・本用紙につき、1台の下見確認となります。
- ・記載内容に不備があった場合下見致しません。

中商連オートオークション 規約・運営規程

中商連オートオークション 統一ルール (クレーム・ペナルティーに関する統一ルール)

統一規約の参照について

上記の規約・統一ルールにつきましては下記に記載のJUナビサイトに
て、掲載のアドレスにてご参照下さい。

https://www.junavi.jp/Kiyaku/chushoren/JUchuuhan_kiyaku.html

JU新潟オークションクレーム申立て期間について

(1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日の営業時間（17時）までとします。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJU新潟の休業日に当たる場合は、翌営業日（17時）までとします。

(2)クレーム受付期間延長

落札車輛が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車輛到着日翌日のJU新潟営業時間（17時）までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

但し、オークション開催日を含めて5日目の（17時）までにJU新潟から搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日目の（17時）までにJU新潟へのクレーム申立期限の延長申請が必要となります。また状況により輸送業者等の遅延証明書を提示、及び連絡確認をさせて頂く場合があります。期間延長についてはJU新潟が認めた期間までとし、最長はオークション開催日を含めて10日以内のJU新潟営業時間（17時）までとします。（最終日がJU新潟の休業日にあたる場合は翌営業日の（17時）までとなります。）

※新潟県内についてはクレーム延長受付は致しません。

(3)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長

天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、またはJU新潟の定めにより入金後搬出である場合等、JU新潟の裁定により車両到着日翌日12時までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

但し、原則としてオークション開催日を含めて5日目の（17時）までにJU新潟から搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日目の（17時）までにJU新潟へのクレーム申立期限の延長申請が必要となります。また状況により輸送業者等の遅延証明書を提示、及び連絡確認をさせて頂く場合があります。

なお、期間延長の最長は事象に応じてJU新潟が裁定するものとします。

開催曜日の変更や、GW、夏季、年末年始等の事務局の休業を挟む場合はクレーム申立て期間や、クレーム延長期間が変更となる場合がございますのでJU新潟事務局までお問い合わせください。